

G X 需要創出に向けた 設置趣旨

令和 8 年 4 月
経済産業省 G X グループ環境経済室

1. 概要

G X 需要創出に向けて、2025 年 5 月より「G X リーグにおけるサプライチェーンでの取組のあり方に関する」において議論し、G X リーグの機能を引き継ぐ G X フェューチャー・リーグにおける参画要件を見直すとともに、G X 製品・サービスの調達をはじめとする企業の需要創出の取組を推進していくための施策について、同年 12 月にとりまとめが公表された。

とりまとめにおいて、排出量取引制度の実施や G X 投資の促進といった供給側の取組と併せて、G X 初期需要創出に挑戦・貢献する企業を積極的に後押しし、G X 製品・サービスの競争力強化につなげていく需要側の取組が必要とされ、同において、

- ✓ 需要の創出を奨励すべき G X 製品・サービスの対象を定義し、拡大していく
- ✓ G X 製品・サービスの調達及び販売に積極的に取り組む企業に G X 関連予算におけるインセンティブを付与するなど、G X 予算との連動を強めていく
- ✓ G X 製品・サービスの需要創出の取組を客観的かつ横断的に評価し、公表する仕組みを構築する

ことを目指して引き続き議論することとされたことを踏まえ、それらの具体的な方向性を整理していく。

2. 構成

研究会は、有識者委員（5 名程度）とオブザーバーで構成し、委員の中から座長を指名するものとする。また、委員及びオブザーバーのほか、必要に応じ関連する業界団体又は企業を招聘することができるものとする。

3. 運営

会議は原則として公開とする。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。会議の資料等についても同様に、原則として公開とするものの、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。

公開した研究会の議事録は、会議終了後に事務局において作成し、参加者の確認を得た上で公開する。

4. その他

研究会は経済産業省の主催とし、運営の庶務は経済産業省 G X グループ環境経済室において行う。また、必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。